

港区特別区税条例新旧対照表（第一条関係）

改正案	現行
（前略） （区民税の非課税の範囲） 第十一条 次の各号のいずれかに該当する者（法の施行地に住所を有しない者を除く。）に対しては、区民税（第二号に該当する者にあつては、第三十五条の二の規定によつて課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。 一 （略） 二 障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は<u>单身児童扶養者</u>（これらの者の前年の合計所得金額が百二十五万円を超える場合を除く。） 2 （略） （中略） （寄附金税額控除） 第二十条の二 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出した場合には、法第三百十四条の七第一項に規定するところに	（前略） （区民税の非課税の範囲） 第十一条 次の各号のいずれかに該当する者（法の施行地に住所を有しない者を除く。）に対しては、区民税（第二号に該当する者にあつては、第三十五条の二の規定によつて課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。 一 （略） 二 障害者、未成年者、寡婦又は<u>寡夫</u>（これらの者の前年の合計所得金額が百二十五万円を超える場合を除く。） 2 （略） （中略） （寄附金税額控除） 第二十条の二 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出した場合には、法第三百十四条の七第一項に規定すると

より控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第二項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の前二条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

一・二（略）

2 前項の特例控除額は、法第三百十四条の七第十一項（法附則第五条の六第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（中略）

（区民税の申告）

第二十二条（略）

25（略）

6 第十条第一号に掲げる者は、第二十条の二第一項（同項第二号に掲げる寄附金に係る部分に限る。）の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、三月十五日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。

7 第一項又は第五項の場合において、前年において支払を受けた給

こにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同項第一号に掲げる寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の前二条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

一・二（略）

2 前項の特例控除額は、法第三百十四条の七第二項（法附則第五条の六第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（中略）

（区民税の申告）

第二十二条（略）

25（略）

与で所得税法第九十条の規定の適用を受けたものを有する者で区内に住所を有するものが、第一項の申告書を提出するときは、法第三百七条の二第一項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

8| (略)

9| (略)

(中略)

(区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第二十三条の二 所得税法第九十四条第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨
四 (略)

6| (略)

7| (略)

(中略)

(区民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第二十三条の二 所得税法第九十四条第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 (略)

25 (略)

(区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第二十三条の三 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有するもの若しくは単身児童扶養者であるもの(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第二百三条の六第一項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

四 (略)

2 前項又は法第三百七条の三の三第一項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由

25 (略)

(区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第二十三条の三 所得税法第二百三条の五第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 (略)

2 前項又は法第三百七条の三の三第一項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由

して提出した前項又は法第三百七条の三の三第一項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第二百三条の六第二項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第三百七条の三の三第一項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第三百七条の三の三第一項の規定による申告書を提出することができる。

3 (略)

4 公的年金等受給者は、第一項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第二百三条の六第六項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 (略)

(区民税に係る不申告に関する過料)

第二十四条 区民税の納税義務者が第二十二條第一項、第二項若しくは第三項の規定により提出すべき申告書を正当な事由がなく提出しなかつた場合又は同条第九項の規定により申告すべき事項について正当な事由がなく申告しなかつた場合には、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

して提出した前項又は法第三百七条の三の三第一項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第二百三条の五第二項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第三百七条の三の三第一項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第三百七条の三の三第一項の規定による申告書を提出することができる。

3 (略)

4 公的年金等受給者は、第一項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第二百三条の五第五項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 (略)

(区民税に係る不申告に関する過料)

第二十四条 区民税の納税義務者が第二十二條第一項、第二項若しくは第三項の規定によつて提出すべき申告書を正当な事由がなく提出しなかつた場合又は同条第七項の規定によつて申告すべき事項について正当な事由がなく申告しなかつた場合においては、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

2・3 (略)

(中略)

付 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第三条 平成三十年度から令和四年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第四条の四第三項の規定に該当する場合における第十八条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第一項」とあるのは「同条第一項(第二号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第四条の四第三項の規定により読み替えて適用される法第三百十四条の二第一項(第二号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(中略)

第三条の五の二 平成二十二年度から令和十五年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合(居住年が平成十一年から平成十八年まで又は平成二十一年から

2・3 (略)

(中略)

付 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第三条 平成三十年度から平成三十四年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第四条の四第三項の規定に該当する場合における第十八条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第一項」とあるのは「同条第一項(第二号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第四条の四第三項の規定により読み替えて適用される法第三百十四条の二第一項(第二号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(中略)

第三条の五の二 平成二十二年度から平成四十三年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合(居住年が平成十一年から平成十八年まで又は平成二十一年から

ら令和三年までの各年である場合に限る。）において、前条第一項の規定の適用を受けないときは、法附則第五条の四の二第五項（同条第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第十九条及び第二十条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2| 前項の規定の適用がある場合における第二十一条及び第二十一条の二第二項の規定の適用については、第二十一条中「前三条」とあ

から平成三十三年までの各年である場合に限る。）において、前条第一項の規定の適用を受けないときは、法附則第五条の四の二第六項（同条第九項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第十九条及び第二十条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2| 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

一 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第二十二条第一項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第二十三条第一項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認める場合を含む。）

二 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の一月一日現在において法第三百七条の六第一項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であつて、前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条の二の二の規定の適用を受けている場合

3| 第一項の規定の適用がある場合における第二十一条及び第二十一条の二第二項の規定の適用については、第二十一条中「前三条」と

るのは「前三条及び付則第三条の五の二第一項」と、第二十一条の二第一項中「第十九条から前条まで」とあるのは「第十九条から前条まで及び付則第三条の五の二第一項」とする。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第三条の六 第二十条の二の規定の適用を受ける区民税の所得割の納税義務者が、法第三百十四条の七第十一項第二号若しくは第三号に掲げる場合に該当する場合又は第十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第七条第一項、付則第九条第一項、付則第十条第一項、付則第十二条第一項、付則第十三条第一項、付則第十三条の二第一項又は付則第十四条第一項の規定の適用を受けるときは、第二十条の二第二項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第五条の五第二項（法附則第五条の六第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例）

第四条 昭和五十七年度から令和三年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第六条第四項に規定する場合において、第二十二条第一項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第二十三条第一項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第二十五条第一項に規定する事

あるのは「前三条及び付則第三条の五の二第一項」と、第二十一条の二第一項中「第十九条から前条まで」とあるのは「第十九条から前条まで及び付則第三条の五の二第一項」とする。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第三条の六 第二十条の二の規定の適用を受ける区民税の所得割の納税義務者が、法第三百十四条の七第二項第二号若しくは第三号に掲げる場合に該当する場合又は第十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第七条第一項、付則第九条第一項、付則第十条第一項、付則第十二条第一項、付則第十三条第一項、付則第十三条の二第一項又は付則第十四条第一項の規定の適用を受けるときは、第二十条の二第二項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第五条の五第二項（法附則第五条の六第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例）

第四条 昭和五十七年度から平成三十三年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第六条第四項に規定する場合において、第二十二条第一項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第二十三条第一項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第二十五条第一項に規定する事

業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る区民税の所得割の額を免除する。

2・3 （略）

（区民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等）

第五条 法附則第七条第八項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第二十条の二第一項及び第二項の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第二十二条第四項の規定による申告書の提出（第二十三条の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第三百十四条の七第二項に規定する特例控除対象寄附金（以下この項及び次条において「特例控除対象寄附金」という。）を支出する際、法附則第七条第八項から第十項までに規定するところにより、特例控除対象寄附金を受領する都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第三項において「都道府県知事等」という。）に対し、同条第八項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行つた申告特例対象寄附者は、

事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る区民税の所得割の額を免除する。

2・3 （略）

（区民税の寄附金控除額に係る申告の特例等）

第五条 法附則第七条第八項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第二十条の二第一項及び第二項の規定によつて控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第二十二条第四項の規定による申告書の提出（第二十三条の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金（以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する際、法附則第七条第八項から第十項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第八項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行つた申告特例対象寄附者は、

当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第七条第十項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、同条第九項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の一月十日までに、当該申告特例の求めを行った都道府県知事等に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があつた事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた都道府県知事等は、申告特例対象年の翌年の一月三十一日までに、法附則第七条第十項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第十一項の規定により住所の変更の届出があつたときは、当該変更後の住所）の所在地の区市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 （略）

第五条の二 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第三項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合（法附則第七条第十三項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）には、法附則第七条の二第四項に規定するところにより控除すべき額を、第二十条の二第二項及び第二項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（軽自動車税の税率の特例）

第六条 平成十八年三月三十一日までに初めて道路運送車両法（昭和

当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第七条第十項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、同条第九項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の一月十日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があつた事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の一月三十一日までに、法附則第七条第十項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第十一項の規定により住所の変更の届出があつたときは、当該変更後の住所）の所在地の区市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 （略）

第五条の二 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第三項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合（法附則第七条第十三項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第七条の二第四項に規定するところにより控除すべき額を、第二十条の二第二項及び第二項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（軽自動車税の税率の特例）

第六条 法附則第三十条第一項に規定する三輪以上の軽自動車に対す

二十六年法律第百八十五号)第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定(次項から第四項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第三十条第一項に規定する三輪以上の軽自動車に対する令和元年度分の軽自動車税に係る第三十八条第一項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二号イ				
	三千九百円		四千六百円	
	六千九百円		八千二百円	
	一万八百円		一万二千九百円	
	三千八百円		四千五百円	
	五千円		六千円	

る当該軽自動車が初めて道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して十四年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第三十八条第一項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十八条第一項第二号イ				
	三千九百円		四千六百円	
	六千九百円		八千二百円	
	一万八百円		一万二千九百円	
	三千八百円		四千五百円	
	五千円		六千円	

2| 前項の規定の適用がある場合における第三十八条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項(付則第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」と、「当該各号」とあるのは「当該各号(付則第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」とする。

3| 法附則第三十条第三項第一号及び第二号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第三十八条第一項の規定の適用については、当該軽自動車平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成二十九年年度分の軽自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字

句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十八条第一項第二号イ	第三十八条第一項第二号イ			
	三千九百円	千円		
	六千九百円	千八百円		
	一万八百円	二千七百円		
	三千八百円	千円		
	五千円	千三百円		

4 法附則第三十条第四項第一号及び第二号に掲げる三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条（第六項を除く。）において同じ。）に対する第三十八条第一

項の規定の適用については、当該軽自動車が平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成二十九年年度分の軽自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十八条第一項第二号イ	第三十八条第一項第二号イ			
	三千九百円	二千円		
	六千九百円	三千五百円		
	一万八百円	五千四百円		
	三千八百円	千九百円		
	五千円	二千五百円		

5 法附則第三十条第五項第一号及び第二号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第三十八条第一項の規定の適用については、当該軽自動車が平成二十八年四

2 法附則第三十条第二項第一号及び第二号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第三十八条第一項の規定の適用については、当該軽自動車が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成三十年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二号イ	
三千九百円	千円
六千九百円	千八百円
一万八百円	二千七百円
三千八百円	千円
五千円	千三百円

月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成二十九年年度分の軽自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十八条第一項第二号イ	
三千九百円	三千円
六千九百円	五千二百円
一万八百円	八千百円
三千八百円	二千九百円
五千円	三千八百円

6 法附則第三十条第六項第一号及び第二号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第三十八条第一項の規定の適用については、当該軽自動車が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成三十年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成三十一年度分の軽自動車税に限り、第三項の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

3| 法附則第三十条第三項第一号及び第二号に掲げる三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第三十八条第一項の規定の適用については、当該軽自動車が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成三十年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二号イ	
三千九百円	二千円
六千九百円	三千五百円
一万八百円	五千四百円
三千八百円	千九百円
五千円	二千五百円

4| 法附則第三十条第四項第一号及び第二号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第三十八条第一項の規定の適用については、当該軽自動車が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成三十年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ

7| 法附則第三十条第七項第一号及び第二号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第三十八条第一項の規定の適用については、当該軽自動車が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成三十年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成三十一年度分の軽自動車税に限り、第四項の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

8| 法附則第三十条第八項第一号及び第二号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第三十八条第一項の規定の適用については、当該軽自動車が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成三十年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成三十一年度分の軽自動車税に限り、第五項の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、

同表の下欄に掲げる字句とする。

第二号イ	
三千九百円	三千円
六千九百円	五千二百円
一万八百円	八千百円
三千八百円	二千九百円
五千円	三千八百円

5| 前各項の規定の適用がある場合における第三十八条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第六条第一項から第四項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「当該各号」とあるのは「当該各号（付則第六条第一項から第四項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第六条の二 区長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第二項から第四項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第三十条の二第一項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2ゝ4 （略）

（中略）

それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

9| 第三項から前項までの規定の適用がある場合における第三十八条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第六条第三項から第八項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「当該各号」とあるのは「当該各号（付則第六条第三項から第八項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第六条の二 区長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第三項から第九項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第三十条の二第一項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2ゝ4 （略）

（中略）

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第十一条 昭和六十三年度から令和二年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第三十四条の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

一・二 (略)

2 前項の規定は、昭和六十三年度から令和二年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第三十四条の二第五項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第一項に規

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第十一条 昭和六十三年度から平成三十二年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第三十四条の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

一・二 (略)

2 前項の規定は、昭和六十三年度から平成三十二年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第三十四条の二第五項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第一項に規

定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第三十四条の第二十項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。	3 (略)	(中略)	(区民税の税率の特例等)	第十五条 平成二十六年度から令和五年度までの各年度分の区民税に限り、均等割の税率は、第十四条の規定にかかわらず、同条に規定する額に五百円を加算した額とする。	2 (略)	(後略)	付 則	(施行期日)	第一条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第三十四条の第二十項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。	3 (略)	(中略)	(区民税の税率の特例等)	第十五条 平成二十六年度から平成三十五年度までの各年度分の区民税に限り、均等割の税率は、第十四条の規定にかかわらず、同条に規定する額に五百円を加算した額とする。	2 (略)	(後略)	付 則	(施行期日)	第一条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条（次号及び第三号に掲げる改正規定を除く。次条第一項において同じ。）から第四条まで並びに次条及び付則第五条の規定 公布の日

二 第一条中港区特別区税条例第二十二条中第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、第五項の次に二項を加える改正規定並びに第二十三条の二、第二十三条の三及び第二十四条第一項の改正規定並びに付則第三条の規定 令和二年一月一日

三 第一条中港区特別区税条例第十一条の改正規定及び付則第四条の規定 令和三年一月一日

（区民税に関する経過措置）

第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の港区特別区税条例（以下「新条例」という。）の規定中区民税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の区民税について適用し、平成三十年度分までの区民税については、なお従前の例による。

2 新条例第二十条の二並びに付則第三条の六及び第五条の二の規定は、令和二年度以後の年度分の区民税について適用し、令和元年度分までの区民税については、なお従前の例による。

3 新条例第二十条の二第一項及び付則第五条の二の規定の適用については、令和二年度分の区民税に限り、次の表の上欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十条の二第一項 特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は
---------------------	-------------

	付則第五条の二	
	特例控除対象寄附金	送付
同条第一項第一号に掲げる寄附金（令和元年六月一日前に支出したものに限る。）	特例控除対象寄附金又は法第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金（令和元年六月一日前に支出したものに限る。）	送付又は港区特別区税条例等の一部を改正する条例（令和元年港区条例第号）付則第二条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第一条の規定（付則第一条第二号及び第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の港区特別区税条例付則第五条第三項の規定による同条第一項に規定する申告 特例通知書の送付

4| 新条例付則第五条第一項から第三項までの規定は、区民税の所得割の納税義務者が令和元年六月一日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号。以下この項において「改正法」という。）第一条の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百十四条の七第二項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、区民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第一条の規定による改正前の地方税法第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

第三条 付則第一条第二号に掲げる規定による改正後の港区特別区税条例（次項及び第三項において「令和二年新条例」という。）第十二条第七項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和二年以後の年度分の区民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの区民税に係る申告書を提出する場合には、なお従前の例による。

2| 令和二年新条例第二十三条の二第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、付則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき港区特別区税条例第二十二条第一項に規定する給与について提出する令和二年新条例第二十三条の二第一項及び第二項に規定する申告書について適用する。

3| 令和二年新条例第二十三条の三第一項の規定は、付則第一条第二

号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）第一条の規定による改正後の所得税法（昭和四十年法律第三十三号。以下この項において「新所得税法」という。）第二百三条の六第一項に規定する公的年金等（新所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する令和二年新条例第二十三条の三第一項に規定する申告書について適用する。

第四条 付則第一条第三号に掲げる規定による改正後の港区特別区税条例第十一条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和三年度以後の年度分の区民税について適用し、令和二年度分までの区民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第五条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、新条例の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税については、なお従前の例による。

港区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成二十七年港区条例第五十号）新旧対照表（第二条関係）

改正案	現行
（前略） 付 則 （中略） （たばこ税に関する経過措置） 第五条 （略） 2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第四百六十五条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ三級品に係るたばこ税の税率は、港区特別区税条例第四十九条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。 一・二 （略） 三 平成三十年四月一日から令和元年九月三十日まで 千本につき 四千円 3 3 12 （略） 13 令和元年十月一日前に地方税法第四百六十五条第一項に規定する	（前略） 付 則 （中略） （たばこ税に関する経過措置） 第五条 （略） 2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第四百六十五条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ三級品に係るたばこ税の税率は、港区特別区税条例第四十九条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。 一・二 （略） 三 平成三十年四月一日から平成三十一年九月三十日まで 千本につき 四千円 3 3 12 （略） 13 平成三十一年十月一日前に地方税法第四百六十五条第一項に規定する

売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第十二項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該たばこ税の税率は、千本につき千六百九十二円とする。

14 第五項から第八項までの規定は、前項の規定によりたばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五項	
前項	第十三項
附則第二十条第四項	附則第二十条第十四項において準用する
	同条第四項

する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第十二項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該たばこ税の税率は、千本につき千六百九十二円とする。

14 第五項から第八項までの規定は、前項の規定によりたばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五項	
前項	第十三項
附則第二十条第四項	附則第二十条第十四項において準用する
	同条第四項

	平成二十八年五月二日	令和元年十月三十一日
第六項	平成二十八年九月三十日	令和二年三月三十一日
第七項の表以外の部分 （第八項）	（略）	（略）

（後略）

付 則

（施行期日）

第一条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条（次号及び第三号に掲げる改正規定を除く。次条第一項において同じ。）から第四条まで並びに次条及び付則第五条の規定 公布の日

二 第一条中港区特別区税条例第二十二条中第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、第五項の次に二項を加える改正規定並びに第二十三条の二、第二十三条の三及び第二十四条第一項の改正規定並びに付則第三条の規定 令和二年一月一日

三 第一条中港区特別区税条例第十一条の改正規定及び付則第四条の規定 令和三年一月一日

	平成二十八年五月二日	平成三十一年十月三十一日
第六項	平成二十八年九月三十日	平成三十二年三月三十一日
第七項の表以外の部分 （第八項）	（略）	（略）

（後略）

(区民税に関する経過措置)

第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の港区特別区税条例(以下「新条例」という。)の規定中区民税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の区民税について適用し、平成三十年度分までの区民税については、なお従前の例による。

2 新条例第二十条の二並びに付則第三条の六及び第五条の二の規定は、令和二年度以後の年度分の区民税について適用し、令和元年度分までの区民税については、なお従前の例による。

3 新条例第二十条の二第一項及び付則第五条の二の規定の適用については、令和二年度分の区民税に限り、次の表の上欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十条の二第一項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第一項第一号に掲げる寄附金(令和元年六月一日前に支出したものに限る。)
付則第五条の二	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金(令和元年六月一日前に支出したものに限る。)

		送付又は港区特別区税条例等の一部を改正する条例（令和元年港区条例第号）付則第二条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第一条の規定（付則第一条第二号及び第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の港区特別区税条例付則第五条第三項の規定による同条第一項に規定する申告特例通知書の送付
4	新条例付則第五条第一項から第三項までの規定は、区民税の所得割の納税義務者が令和元年六月一日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号。以下この項において「改正法」という。）第一条の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百十四条の七第二項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、区民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第一条の規定による改正前の地方税法第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。	

第三条 付則第一条第二号に掲げる規定による改正後の港区特別区税条例（次項及び第三項において「令和二年新条例」という。）第二十二條第七項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和二年度以後の年度分の区民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの区民税に係る申告書を提出する場合には、なお従前の例による。

2| 令和二年新条例第二十三條の二第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、付則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき港区特別区税条例第二十二條第一項に規定する給与について提出する令和二年新条例第二十三條の二第一項及び第二項に規定する申告書について適用する。

3| 令和二年新条例第二十三條の三第一項の規定は、付則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）第一条の規定による改正後の所得税法（昭和四十年法律第三十三号。以下この項において「新所得税法」という。）第二百三條の六第一項に規定する公的年金等（新所得税法第二百三條の七の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する令和二年新条例第二十三條の三第一項に規定する申告書について適用する。

第四条 付則第一条第三号に掲げる規定による改正後の港区特別区税条例第十一条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和

三年度以後の年度分の区民税について適用し、令和二年度分までの区民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第五条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、新条例の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税については、なお従前の例による。

港区特別区税条例の一部を改正する条例（平成二十九年港区条例第二十五号）新旧対照表（第三条関係）

改 正 案	現 行
（前略） 付 則 （中略） （区民税に関する経過措置） 第二条 この条例による改正後の港区特別区税条例第十五条及び付則第二条の四第一項の規定は、令和元年度以後の年度分の区民税について適用し、平成三十年度分までの区民税については、なお従前の例による。 付 則 （施行期日） 第一条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。 一 第一条（次号及び第三号に掲げる改正規定を除く。次条第一項	（前略） 付 則 （中略） （区民税に関する経過措置） 第二条 この条例による改正後の港区特別区税条例第十五条及び付則第二条の四第一項の規定は、平成三十一年度以後の年度分の区民税について適用し、平成三十年度分までの区民税については、なお従前の例による。

において同じ。）から第四条まで並びに次条及び付則第五条の規定 公布の日	
二 第一条中港区特別区税条例第二十二条中第七項を第九項とし、 第六項を第八項とし、第五項の次に二項を加える改正規定並びに 第二十三条の二、第二十三条の三及び第二十四条第一項の改正規 定並びに付則第三条の規定 令和二年一月一日	
三 第一条中港区特別区税条例第十一条の改正規定及び付則第四条 の規定 令和三年一月一日	
(区民税に関する経過措置)	
第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の 港区特別区税条例(以下「新条例」という。)の規定中区民税に関 する部分は、令和元年度以後の年度分の区民税について適用し、平 成三十年度分までの区民税については、なお従前の例による。	
2 新条例第二十条の二並びに付則第三条の六及び第五条の二の規定 は、令和二年度以後の年度分の区民税について適用し、令和元年度 分までの区民税については、なお従前の例による。	
3 新条例第二十条の二第一項及び付則第五条の二の規定の適用につ いては、令和二年度分の区民税に限り、次の表の上欄に掲げる新条 例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げ る字句とする。	
第二十条の二第一項	特例控除対象寄附金 特例控除対象寄附金又は 同条第一項第一号に掲げ

4			付則第五条の二	
新条例付則第五条第一項から第三項までの規定は、区民税の所得			特例控除対象寄附金	る寄附金（令和元年六月一日前に支出したものに限る。）
	送付		特例控除対象寄附金又は法第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金（令和元年六月一日前に支出したものに限る。）	送付又は港区特別区税条例等の一部を改正する条例（令和元年港区条例第号）付則第二条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第一条の規定（付則第一条第二号及び第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の港区特別区税条例付則第五条第三項の規定による同条例第一項に規定する申告特例通知書の送付

割の納税義務者が令和元年六月一日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号。以下この項において「改正法」という。）第一条の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百十四条の七第二項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、区民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第一条の規定による改正前の地方税法第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

第三条 付則第一条第二号に掲げる規定による改正後の港区特別区税条例（次項及び第三項において「令和二年新条例」という。）第十二条第七項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和二年度以後の年度分の区民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの区民税に係る申告書を提出する場合には、なお従前の例による。

2| 令和二年新条例第二十三条の二第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、付則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき港区特別区税条例第二十二条第一項に規定する給与について提出する令和二年新条例第二十三条の二第一項及び第二項に規定する申告書について適用する。

3| 令和二年新条例第二十三条の三第一項の規定は、付則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一

部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）第一条の規定による改正後の所得税法（昭和四十年法律第三十三号。以下この項において「新所得税法」という。）第二百三条の六第一項に規定する公的年金等（新所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する令和二年新条例第二十三条の三第一項に規定する申告書について適用する。

第四条 付則第一条第三号に掲げる規定による改正後の港区特別区税条例第十一条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和三年度以後の年度分の区民税について適用し、令和二年度分までの区民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第五条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、新条例の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税については、なお従前の例による。

港区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成三十年港区条例第二十一号）新旧対照表（第四条関係）

改 正 案	現 行
（港区特別区税条例の一部改正） 第一条 港区特別区税条例（昭和三十九年港区条例第五十五号）の一部を次のように改正する。 （中略） 付則第五条の二の次に次の五条を加える。 （軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例） 第五条の三 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第一章第三節の規定にかかわらず、東京都が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行うものとする。 2 東京都知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第四百四十六條第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は法第四百五十一條第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第二十九条の九第三項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をする	（港区特別区税条例の一部改正） 第一条 港区特別区税条例（昭和三十九年港区条例第五十五号）の一部を次のように改正する。 （中略） 付則第五条の二の次に次の五条を加える。 （軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例） 第五条の三 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第一章第三節の規定にかかわらず、東京都が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行うものとする。

ものとする。

3| 東京都知事は、当分の間、第一項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性割につき、その納付すべき額について不足額があることを付則第五条の五の規定により読み替えられた第三十七条の六第一項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第二十九条の十一の規定によりその例によることとされた法第六十一条第一項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性割に関する規定を適用する。

4| 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性割の額は、同項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

5| 第三項の規定の適用がある場合における第八条の規定の適用については、同条中「納期限の延長があつたときは、その延長された納期限」とあるのは、「付則第五条の三第三項の規定の適用がないものとした場合の当該三輪以上の軽自動車の所有者について

の軽自動車税の納期限とし、当該納期限の延長があつたときは、その延長された納期限」とする。

（軽自動車税の環境性能割の非課税及び減免の特例）

第五条の四 当分の間、第三十七条の二の規定にかかわらず、東京都が法第四百四十八条第二項の規定により条例で定める自動車に相当するものとして区長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

2 法第四百五十一条第一項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年十月一日から令和二年九月三十日までの間（付則第五条の七第三項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第三十七条の二の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

3 区長は、当分の間、第三十七条の八の規定にかかわらず、東京都知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして区長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、東京都における自動車税の環境性能割の減免の例により、軽自動車税の環境性能割を減免する。

（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）

第五条の五 第三十七条の六の規定による申告納付については、当分の間、同条中「区長」とあるのは、「東京都知事」とする。

（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）

（軽自動車税の環境性能割の非課税及び減免の特例）

第五条の四 当分の間、第三十七条の二の規定にかかわらず、東京都が法第四百四十八条第二項の規定により条例で定める自動車に相当するものとして区長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

2 区長は、当分の間、第三十七条の八の規定にかかわらず、東京都知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして区長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、東京都における自動車税の環境性能割の減免の例により、軽自動車税の環境性能割を減免する。

（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）

第五条の五 第三十七条の六の規定による申告納付については、当分の間、同条中「区長」とあるのは、「東京都知事」とする。

（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）

第五条の六 区は、東京都が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第二十九条の十六第一項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として東京都に交付する。

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第五条の七 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第三十七条の四の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号	百分の一	百分の〇・五
第二号	百分の二	百分の一
第三号	百分の三	百分の二

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第三十七条の四（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「百分の三」とあるのは、「百分の二」とする。

3 自家用の三輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第三十七条の四（第二号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「百分の二」とあるのは、「百分の一」とする。

付則第六条を次のとおり改める。

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第六条 法附則第三十条第一項に規定する三輪以上の軽自動車に対

第五条の六 区は、東京都が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第二十九条の十六第一項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として東京都に交付する。

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第五条の七 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第三十七条の四の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号	百分の一	百分の〇・五
第二号	百分の二	百分の一
第三号	百分の三	百分の二

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第三十七条の四（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「百分の三」とあるのは、「百分の二」とする。

付則第六条の見出し中「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、

同条第一項中「初めて道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第六十条第一項後段の規定による」を「最初の法第四百四十

する当該軽自動車が最初の法第四百四十四条第三項に規定する車両番号の指定（次項から第四項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して十四年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第三十八条第一項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二号イ(2)	三千九百円	四千六百円
第二号イ(3)イ	六千九百円	八千二百円
	一万八百円	一万二千九百円
第二号イ(3)ロ	三千八百円	四千五百円
	五千円	六千円

2 法附則第三十条第二項第一号及び第二号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第三十八条第一項の規定の適用については、当該軽自動車が平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和二年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和三年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二号イ(2)	三千九百円	千円
---------	-------	----

四条第三項に規定する」に改め、「（以下この条において「初回車両番号指定」という。）」を削り、「軽自動車税」の下に「の種別割」を、「上欄に掲げる」の下に「同項の」を加え、同項の表を次のように改める。

第二号イ(2)	三千九百円	四千六百円
第二号イ(3)イ	六千九百円	八千二百円
	一万八百円	一万二千九百円
第二号イ(3)ロ	三千八百円	四千五百円
	五千円	六千円

第二号イ(3)イ	六千九百円	千八百円
	一万八百円	二千七百円
第二号イ(3)ロ	三千八百円	千円
	五千円	千三百円

3|

法附則第三十条第三項第一号及び第二号に掲げる法第四百四十
六条第一項第三号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び
次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上の
ものに対する第三十八条第一項の規定の適用については、当該ガ
ソリン軽自動車が平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一
日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和二年度分の
軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和二年四
月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を
受けた場合には令和三年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の
表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ
ぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二号イ(2)	三千九百円	二千円
第二号イ(3)イ	六千九百円	三千五百円
	一万八百円	五千四百円
第二号イ(3)ロ	三千八百円	千九百円
	五千円	二千五百円

4|

法附則第三十条第四項第一号及び第二号に掲げるガソリン軽自
動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除

く。）に対する第三十八条第一項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和二年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和三年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ(2)	三千九百円	三千円
第二号イ(3)(イ)	六千九百円	五千二百円
	一万八百円	八千円
第二号イ(3)(ロ)	三千八百円	二千九百円
	五千円	三千八百円

5 前各項の規定の適用がある場合における第三十八条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第六条第一項から第四項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「当該各号」とあるのは「当該各号（付則第六条第一項から第四項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。

付則第六条の二（見出しを含む。）中「軽自動車税」の下に「の種別割」を加える。

付則第六条第三項から第九項までを削る。
付則第六条の二を削る。

(中略)

付 則

(施行期日)

第一条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 三 (略)

四 第一条中港区特別区税条例第三十六条、第三十六条の二及び第三十七条の改正規定、同条例第三十七条の次に七条を加える改正規定並びに同条例第三十八条、第三十九条及び第四十一条から第四十五条の二までの改正規定並びに同条例付則第五条の二の次に五条を加える改正規定、同条例付則第六条及び第六条の二(見出しを含む。)の改正規定並びに第二条、第六条及び第八条並びに付則第三条及び第六条第一項の規定 令和元年十月一日

五 第三条並びに付則第六条第二項及び第七条の規定 令和二年十月一日

六 第一条中港区特別区税条例第十一条第一項の改正規定、同条例第二項の改正規定(第三号に掲げる改正規定を除く。)並びに同条例第十八条及び第二十条の改正規定並びに同条例付則第二条の四の改正規定並びに次条第二項の規定 令和三年一月一日

(中略)

付 則

(施行期日)

第一条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 三 (略)

四 第一条中港区特別区税条例第三十六条、第三十六条の二及び第三十七条の改正規定、同条例第三十七条の次に七条を加える改正規定並びに同条例第三十八条、第三十九条及び第四十一条から第四十五条の二までの改正規定並びに同条例付則第五条の二の次に五条を加える改正規定、同条例付則第六条第一項の改正規定並びに同条例付則第六条第三項から第九項まで及び第六条の二を削る改正規定並びに第二条、第六条及び第八条並びに付則第三条及び第六条第一項の規定 平成三十一年十月一日

五 第三条並びに付則第六条第二項及び第七条の規定 平成三十二年十月一日

六 第一条中港区特別区税条例第十一条第一項の改正規定、同条例第二項の改正規定(第三号に掲げる改正規定を除く。)並びに同条例第十八条及び第二十条の改正規定並びに同条例付則第二条の四の改正規定並びに次条第二項の規定 平成三十三年一月一日

七 第四条並びに付則第八条及び第九条の規定 令和三年十月一日

八 第五条及び付則第十条の規定 令和四年十月一日

(区民税に関する経過措置)

第二条 前条第三号に掲げる規定による改正後の港区特別区税条例の規定中区民税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の区民税について適用し、平成三十年度分までの区民税については、なお従前の例による。

2 前条第六号に掲げる規定による改正後の港区特別区税条例の規定中区民税に関する部分は、令和三年度以後の年度分の区民税について適用し、令和二年度分までの区民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第三条 付則第一条第四号に掲げる規定による改正後の港区特別区税条例(以下この条において「令和元年新条例」という。)の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 令和元年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和二年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

七 第四条並びに付則第八条及び第九条の規定 平成三十三年十月一日

八 第五条及び付則第十条の規定 平成三十四年十月一日

(区民税に関する経過措置)

第二条 前条第三号に掲げる規定による改正後の港区特別区税条例の規定中区民税に関する部分は、平成三十一年度以後の年度分の区民税について適用し、平成三十年度分までの区民税については、なお従前の例による。

2 前条第六号に掲げる規定による改正後の港区特別区税条例の規定中区民税に関する部分は、平成三十三年度以後の年度分の区民税について適用し、平成三十二年分までの区民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第三条 付則第一条第四号に掲げる規定による改正後の港区特別区税条例(以下この条において「平成三十一年新条例」という。)の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 平成三十一年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成三十二年以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成三十一年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

3 付則第一条第四号に掲げる規定による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の規定は、令和二年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(中略)

(手持品課税に係るたばこ税)

第七条 令和二年十月一日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十一条第九項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該たばこ税

3 付則第一条第四号に掲げる規定による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の規定は、平成三十二年以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成三十一年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(中略)

(手持品課税に係るたばこ税)

第七条 平成三十二年十月一日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十一条第九項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該たば

の税率は、千本につき四百三十円とする。 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第二十五号。付則第九条第二項において「平成三十年改正規則」という。）別記第二号様式による申告書を令和二年十一月二日までに区長に提出しなければならない。 3 前項の規定による申告書を提出した者は、令和三年三月三十一日までに、その申告に係る税金を施行規則第三十四号の二の五様式による納付書によって納付しなければならない。 4 第一項の規定によりたばこ税を課する場合には、前三項に規定するもののほか、第三条の規定による改正後の港区特別区税条例（以下この項及び次項において「令和二年新条例」という。）第五十条の三第四項及び第五項、第五十条の六並びに第五十一条の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる令和二年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。		
第五十条の三第五項	第一項又は第二項	港区特別区税条例等の
	施行規則第三十四号の二様式又は第三十四号の二の二様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第二十五号）別記第二号様式

この税率は、千本につき四百三十円とする。 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第二十五号。付則第九条第二項において「平成三十年改正規則」という。）別記第二号様式による申告書を平成三十二年十一月二日までに区長に提出しなければならない。 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成三十三年三月三十一日までに、その申告に係る税金を施行規則第三十四号の二の五様式による納付書によって納付しなければならない。 4 第一項の規定によりたばこ税を課する場合には、前三項に規定するもののほか、第三条の規定による改正後の港区特別区税条例（以下この項及び次項において「平成三十二年新条例」という。）第五十条の三第四項及び第五項、第五十条の六並びに第五十一条の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる平成三十二年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。		
第五十条の三第五項	第一項又は第二項	港区特別区税条例等の
	施行規則第三十四号の二様式又は第三十四号の二の二様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第二十五号）別記第二号様式

第五十条の六第一項	第五十条の三第一項	一部を改正する条例（平成三十年港区条例第二十一号。第五十条の六及び第五十一条において「平成三十年改正条例」という。）付則第七条第三項
又は第二項	同項	同項
当該各項	法第四百七十三条第一項又は第二項	平成三十年改正条例付則第七条第三項
第五十一条第二項	同項	同項

5 令和二年新条例第五十条の四の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第一項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第十六条の二の五又は第十六条の四の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第十六号の五様式による書類中「函の罫の罫田_区び_の店_等と_{なる}の_帳冊」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第一項の規定によりたばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足る書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数

第五十条の六第一項	第五十条の三第一項	一部を改正する条例（平成三十年港区条例第二十一号。第五十条の六及び第五十一条において「平成三十年改正条例」という。）付則第七条第三項
又は第二項	同項	同項
当該各項	法第四百七十三条第一項又は第二項	平成三十年改正条例付則第七条第三項
第五十一条第二項	同項	同項

5 平成三十二年新条例第五十条の四の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第一項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第十六条の二の五又は第十六条の四の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第十六号の五様式による書類中「函の罫の罫田_区び_の店_等と_{なる}の_帳冊」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第一項の規定によりたばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足る書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの

を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならぬ。

(中略)

(手持品課税に係るたばこ税)

第九条 令和三年十月一日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十一条第十項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該たばこ税の税率は、千本につき四百三十円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成三十年改正規則別記第二号様式による申告書

本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならぬ。

(中略)

(手持品課税に係るたばこ税)

第九条 平成三十三年十月一日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十一条第十項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該たばこ税の税率は、千本につき四百三十円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成三十年改正規則別記第二号様式による申告書

を令和三年十一月一日までに区長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、令和四年三月三十一日までに、その申告に係る税金を施行規則第三十四号の二の五様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第一項の規定によりたばこ税を課する場合には、前三項に規定するもののほか、第四条の規定による改正後の港区特別区税条例（以下この項及び次項において「令和三年新条例」という。）第五十条の三第四項及び第五項、第五十条の六並びに第五十一条の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる令和三年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十条の三第四項	施行規則第三十四号の二様式又は第三十四号の二の二様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第二十五号）別記第二号様式
第五十条の三第五項	第一項又は第二項	港区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成三十年港区条例第二十一号。第五十条の六及び第五十一条において「平成三十年改正

を平成三十三年十一月一日までに区長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成三十四年三月三十一日までに、その申告に係る税金を施行規則第三十四号の二の五様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第一項の規定によりたばこ税を課する場合には、前三項に規定するもののほか、第四条の規定による改正後の港区特別区税条例（以下この項及び次項において「平成三十三年新条例」という。）第五十条の三第四項及び第五項、第五十条の六並びに第五十一条の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる平成三十三年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十条の三第四項	施行規則第三十四号の二様式又は第三十四号の二の二様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第二十五号）別記第二号様式
第五十条の三第五項	第一項又は第二項	港区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成三十年港区条例第二十一号。第五十条の六及び第五十一条において「平成三十年改正

第五十一条第二項	第五十条の六第一項		第九條第三項
	法第四百七十三條第 第一項又は第二項	平成三十年改正條例付 則第九條第二項	
第五十一条第二項		同項	同項
第五十一条第二項		法第四百七十三條第 第一項又は第二項	平成三十年改正條例付 則第九條第三項

5 令和三年新條例第五十条の四の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第一項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第十六条の二の五又は第十六条の四の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第十六号の五様式による書類中「たばこの製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第一項の規定によりたばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(後略)

第五十一条第二項	第五十条の六第一項		第九條第三項
	法第四百七十三條第 第一項又は第二項	平成三十年改正條例付 則第九條第二項	
第五十一条第二項		同項	同項
第五十一条第二項		法第四百七十三條第 第一項又は第二項	平成三十年改正條例付 則第九條第三項

5 平成三十三年新條例第五十条の四の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第一項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第十六条の二の五又は第十六条の四の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第十六号の五様式による書類中「たばこの製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第一項の規定によりたばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(後略)

付 則

(施行期日)

第一条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条（次号及び第三号に掲げる改正規定を除く。次条第一項において同じ。）から第四条まで並びに次条及び付則第五条の規定 公布の日

二 第一条中港区特別区税条例第二十二条中第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、第五項の次に二項を加える改正規定並びに第二十三条の二、第二十三条の三及び第二十四条第一項の改正規定並びに付則第三条の規定 令和二年一月一日

三 第一条中港区特別区税条例第十一条の改正規定及び付則第四条の規定 令和三年一月一日

(区民税に関する経過措置)

第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の港区特別区税条例（以下「新条例」という。）の規定中区民税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の区民税について適用し、平成三十年度分までの区民税については、なお従前の例による。

2 新条例第二十条の二並びに付則第三条の六及び第五条の二の規定は、令和二年度以後の年度分の区民税について適用し、令和元年度分までの区民税については、なお従前の例による。

3 新条例第二十條の二第一項及び付則第五條の二の規定の適用については、令和二年度分の区民税に限り、次の表の上欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。			
第二十條の二第一項	特例控除対象寄附金	付則第五條の二	特例控除対象寄附金
特例控除対象寄附金又は同条第一項第一号に掲げる寄附金（令和元年六月一日前に支出したものに限る。）	特例控除対象寄附金又は法第三百十四條の七第一項第一号に掲げる寄附金（令和元年六月一日前に支出したものに限る。）	送付	送付又は港区特別区税条例等の一部を改正する条例（令和元年港区条例第一号）付則第二條第四項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第一條の規定（付則第一條第二号及び第三号に掲げる改正規定を除

	く。）による改正前の港 区特別区税条例付則第五 条第三項の規定による同 条第一項に規定する申告 特例通知書の送付
4 新条例付則第五条第一項から第三項までの規定は、区民税の所得割の納税義務者が令和元年六月一日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号。以下この項において「改正法」という。）第一条の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百十四条の七第二項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、区民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第一条の規定による改正前の地方税法第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。	第三条 付則第一条第二号に掲げる規定による改正後の港区特別区税条例（次項及び第三項において「令和二年新条例」という。）第二十二條第七項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和二年度以後の年度分の区民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの区民税に係る申告書を提出する場合には、なお従前の例による。
2 令和二年新条例第二十三条の二第二項（第三号に係る部分に限る。）	

の規定は、付則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき港区特別区税条例第二十二条第一項に規定する給与について提出する令和二年新条例第二十三条の二第一項及び第二項に規定する申告書について適用する。

3 令和二年新条例第二十三条の三第一項の規定は、付則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）第一条の規定による改正後の所得税法（昭和四十年法律第三十三号。以下この項において「新所得税法」という。）第二百三条の六第一項に規定する公的年金等（新所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する令和二年新条例第二十三条の三第一項に規定する申告書について適用する。

第四条 付則第一条第三号に掲げる規定による改正後の港区特別区税条例第十一条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和三年度以後の年度分の区民税について適用し、令和二年度分までの区民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第五条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、新条例の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税については、なお従前の例による。

